

【総合事業】変更届に係る添付書類一覧

《変更日から10日以内に届け出てください。》

変更届（別紙様式第三号（一））と各サービスの付表に加えて、以下の書類の提出をお願いいたします。（必要に応じて追加の資料を提出していただく場合がございます。）

変更があった事項	変更届に係る添付書類	留意事項	介護予防訪問介護相当サービス	緩和した基準による訪問型サービス	介護予防通所介護相当サービス	緩和した基準による通所型サービス
事業所の名称	—	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・運営規程 ・事業所の平面図等（標準様式2、3） ・利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（標準様式4）	○	○	○	○
事業所の所在地	—					
申請者の名称	・登記事項証明書又は条例等 ・誓約書（標準様式5）	代表者の姓、住所または職名の変更のみの場合は、誓約書（標準様式5）は不要	○	○	○	○
主たる事務所の所在地						
代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所及び職名	・登記事項証明書又は条例等	—	○	○	○	○
登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）						
事業所の建物の構造及び平面図並びに設備の概要	・平面図（標準様式2） ・設備等一覧表（標準様式3）	—	○	○	○	○
利用者の推定数、利用者の定員	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式1） ・（必要に応じて）資格証の写し	—	○	○	○	○
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	・（必要に応じて）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）	・管理者が「常勤」であること。 ・管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所で兼務する他の職種、管理者が兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設の名称及び兼務する職種・勤務時間等」を変更届出書に明記すること。 （管理者の勤務状況がわかる資料（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）等）の添付でも可とする。） ・関連して「運営規程」及び「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（標準様式4）」の変更がないかを確認すること。	○	○	○	○
サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	・サービス提供責任者の経歴 ※介護福祉士登録証の写し等に代えることが可能（平成20年7月29日老振発第0729002号） ・資格証の写し（サービス提供責任者の資格要件を満たす資格証の写しのみで可） ・（必要に応じて）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）	サービス提供責任者の変更の場合の「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」には、サービス提供責任者の人員配置基準を確認できる情報のみの記載で可。（サービス提供責任者の勤務状況、常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数、前3か月の利用者数の平均値など。）	○	—	—	—
運営規程 【変更事項に以下の①～③のいずれかが含まれる場合】 ①従業者の職種、員数及び職務の内容 ②営業日及び営業時間 ③利用定員数	・変更後の運営規程 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式1） ・（必要に応じて）資格証の写し	—	○	○	○	○
運営規程 【変更事項が上記の①～③以外の場合】	・変更後の運営規程	—	○	○	○	○
その他	・左記の変更内容がわかるもの	—	○	○	○	○